

島根県中小企業制度融資要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、県内中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を円滑にするため、県が金融機関等の協調を得て行う融資（以下「制度融資」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(制度融資の種類)

第2条 制度融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般融資
- (2) 特別融資
- (3) 緊急融資

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業にあっては1億円、小売業及びサービス業にあっては5,000万円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあっては100人、小売業にあっては50人）以下の会社及び個人をいう。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する業種にあっては、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに同項に規定する金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同項に規定する数以下の会社及び個人をいう。
- (2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及びその連合会をいう。
- (3) 中小特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあっては100人、小売業にあっては50人）以下のものをいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業者又は中小特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業及びサービス業にあっては、5人）以下のものをいう。ただし、政令第1条の2各号に規定する業種にあっては、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条各号に規定する数以下の会社及び個人であるものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者でない会社及び個人をいう。
- (6) 指定再生手続開始申立等事業者 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であって、県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したものをいう。
- (7) 指定事業活動制限事業者 県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人に対する直接取引又は間接的な取引の連鎖の関係にある事業者であって、事業活動の制限を行っており、当該県内

の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したものをいう。

- (8) 指定地域 指定事業活動制限事業者により、当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動が重大な影響を受けているとして知事が指定した地域をいう。
- (9) 責任共有制度 信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。

(取扱金融機関)

第4条 制度融資を取り扱う金融機関は、別表に掲げる金融機関で県内に店舗を有するもの（以下「取扱金融機関」という。）とする。

2 制度融資は、取扱金融機関の各店舗において取り扱うものとする。

(資金措置)

第5条 県は、制度融資を運用するため、毎年度予算の範囲内で、制度融資の融資残高を別に定める協調倍率で除して得た額に相当する額の資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託の期間は1年以内として、その都度に締結する契約で定めるものとする。

3 第1項の預託金の利率は、別に定める。

(融資対象者)

第6条 制度融資を受けることができる者は、次の各号に定める要件を備える者で、制度融資による資金調達が適当と認められるものとする。

- (1) 政令第1条第1項に規定する業種（以下この号において「融資対象業種」という。）を県内において継続して営んでおり、次のいずれかに該当する者であること。

ア 融資対象業種を営んでいる期間が1年以上の者（特別融資のうち創業者支援資金にあっては、融資対象業種を県内において新たに創業する計画を有する者又は融資対象業種を県内において継続して営んでおり、その期間が5年未満の者）。ただし、緊急融資において、融資対象業種を営んでいる期間を知事が別に定めた場合は、当該期間とする。

イ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する者に限る。）の代表者であって、同法第13条第2項に規定する特定経営承継関連保証を受けようとするもの

ウ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた同項第3号に掲げる事業を営んでいない個人であって、同法第13条第5項に規定する特定経営承継準備関連保証を受けようとするもの

- (2) 県内に事業所を有する者であること。

- (3) 県税を滞納していない者であること。

- (4) 資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること。

- (5) 島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が求償権を有していない者であること。ただし、保証協会が特に認めた者を除く。

- (6) 別表に掲げる資金ごとに規定された融資対象者に該当する者であること。

- (7) 次のアからエまでに該当しない者であること。

ア 破産、民事再生、会社更生等法的整理の手続中（申立中の場合を含む。）、私的整理手続中、

又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者であつて事業継続の見通しが立たないもの

- イ 粉飾決算、融通手形操作等を行っている者
- ウ 法人の商号、本社の住所、業種、代表者等を頻繁に変更している者
- エ 業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が見込めず、事業継続が危ぶまれる等、信用状態が悪化している者

(融資条件)

第7条 融資条件（資金使途、融資限度、融資利率、融資期間、償還方法、保証人、担保の要否、信用保証の要否及び保証料率をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、県、取扱金融機関等の所定の申込書を別表に掲げる申込先に提出するものとする。

(認定)

第9条 知事又は別に定める者（以下「認定者」という。）は、前条の規定による融資の申込みがあつたときは、第6条及び第7条に規定する事項について調査又は審査を行い、申込者に係る融資条件等について認定するものとする。

2 認定者は、認定を行ったときは、申込者及び関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

(融資)

第10条 取扱金融機関は、前条第1項の認定に基づき融資の決定を行うものとする。

2 前条第2項の規定による認定の通知を受けた申込者（以下「借受者」という。）は、取扱金融機関所定の手続を経て融資を受けるものとする。

(目的外利用の禁止)

第11条 借受者は、融資を受けた資金を申込書に記載した用途以外に利用してはならない。

(事業計画の変更等)

第12条 借受者は、融資を受けた事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、書面により申込先を経由して認定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第13条 認定者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載事項があったことが判明したとき。
- (3) 融資条件を履行しなかったとき。

(報告)

第14条 融資を行った取扱金融機関は、別に定めるところにより融資状況報告書を保証協会へ送付するものとする。

2 保証協会は、前項の報告書をとりまとめのうえ、知事に提出するものとする。

(調査)

第15条 知事は、必要があると認めたときは、借受者、取扱金融機関及び保証協会に対し必要な調査を実施するものとし、借受者、取扱金融機関及び保証協会は、これを拒んではならない。

(損失補償)

第16条 知事は、保証協会が制度融資に係る保証契約に基づいて代位弁済をしたときは、別に定めるこ

るにより保証協会に対して損失補償金を支払うものとする。

(雑則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

昭和47年島根県告示第239号から令和3年島根県告示第749号まで [略]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和4年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和5年2月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和5年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。